知って得する

れ

国

民

年

人間ドック・脳ドック 検診費用助成のご案内

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方へ

町では、国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入して いる方が、町の指定医療機関で人間ドックまたは脳ドックを受 診する場合に、検診費用の一部を助成しています。

助成郊象智

- ① 国民健康保険に加入している 40 歳以上(検診日当日) の方、または後期高齢者医療保険に加入されている方。
- ② 国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の未納が ない方、または完納見込みの方。
- ③ 同年度内に町が実施する集団健診および医療機関健診を 受診していない(受診しない)方。
- ※ 人間ドックまたは脳ドックの助成を受けられた方は、同一年 度内に町が実施する集団健診および医療機関健診を受診する ことが出来ません。反対に町が実施する集団健診または医療 機関健診を受診された方は、同一年度内に人間ドックおよび 脳ドックの助成を受けることが出来ません。
- ※上記すべての条件に該当する方が対象となります。

【申請受付期間】

4月1日(水)~令和3年2月26日(金) (土・日曜日・祝日・年末年始を除く) 午前8時30分~午後5時15分

【指定医療機関一覧】

指定医療機関	電話番号	人間ドック	脳ドック
取手北相馬保健医療センター医師会病院健診センター	0297-71-9500	0	0
JAとりで総合医療センター健康管理センター	0297-74-0622	0	0
東取手病院	0297-84-1321	0	×
牛久愛和総合病院総合健診センター	029-873-4334	0	0
セントラル総合クリニック健診センター	029-874-7985	0	0
鳥越クリニック脳ドックセンター	029-874-8823	0	0
平和台病院予防医療センター	04-7189-1119	0	0
筑波メディカルセンターつくば総合健診センター	029-856-3500	0	0
筑波大学附属病院つくば予防医学研究センター	029-853-4205	0	0
筑波学園病院健診センター	029-836-1983	0	0
霞ヶ浦成人病研究事業団 健診センター (東京医科大学茨城医療センター敷地内)	029-887-4563	0	0
龍ケ崎済生会病院龍ケ崎済生会総合健診センター	0297-63-7178	0	0
龍ケ崎大徳ヘルシークリニック大徳健診センター	0297-61-0026	0	×

問い合わせ・申し込み先 役場保険年金課 ☎68-2211 国民健康保険係(内線172)・後期医療係(内線178)

【助成額】

人間ドック 20.000円 脳ドック 27.000円

※助成は人間ドックまたは脳ドックの、どちらか一方を 同一年度内1回に限ります。

【申し込みからドック受診までの流れ】

①ご自身で指定医療機関(下記の表参照)へ予約をします。



②役場保険年金課へ助成の申請をします。被保険者証と印鑑 (スタンプ式は不可)を持って窓口までお越しください。

※助成の申請をされずに受診されると全額自己負担となります のでご注意ください。

※4月中は保険年金課窓口が大変混雑するため、長時間お待ち いただく場合がございます。

③助成申請書に予約した指定医療機関と検診日等を記入され た後、「助成決定通知書」を交付いたします。



④検診日当日、指定医療機関へ「助成決定通知書」をご提出 ください。



⑤検診費用から助成額を差し引いた金額を指定医療機関へ 支払います。

後期高齢者医療保険料を 特別徴収(年金から天引き) されている方へ

毎年4月に特別徴収(年金からの天引 き)が継続となる方に送付している「後期 高齢者医療保険料特別徴収通知書(仮徴 収 川 を令和 2 年度から廃止します。

なお、4月・6月・8月の特別徴収仮 徴収額は2月(令和2年2月)と同額を徴 収させいただきます。

問い合わせ先

役場保険年金課 後期医療係

☎68-2211 (内線178)

令和2年度の国民年金保険料

16,540円/月

※国民年金保険料は、年齢・性別・所得に 関係なく全国一律です。

のに基保で関礎 でご相談くださ と き 納 や未納の 年 はな か で場 年

金

B民年金保険 7和2年4月

お知ら

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度をご利用ください

国民年金第1号被保険者の方が出産を行った際に出産前後の一定期間、国民年金保険料を免除される制度が、 平成31年4月から施行されました。免除として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年 金の受給額に反映されますので、ぜひご利用ください。

【免除される期間】例:令和2年4月に出産〔予定〕の場合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
<u>単胎妊娠・出産の方</u> 出産予定または出産日の前月から4カ月間				免 除	期間	
多胎妊娠・出産の方 出産予定または出産日の3カ月前から6カ月間			免除	期間		

【対象者】

産前産後の免除期間中に国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方 ※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産・流産・早産された方を含みます。)

【届出時期】

出産予定日の6カ月前から役場保険年金課で届け出が可能です。また、出産後でも届け出することができます。 ※出産予定日で申請をされた方は、申請後に出産予定日と実際の出産日に差異が生じた場合でも、免除期間の変更は行いません。

【届け出に必要なもの】

- ●本人確認できる書類(免許証・保険証・マイナンバーカードなど)
- ●印鑑(朱肉を使うもの。スタンプ式不可)
- ●母子健康手帳など出産予定日の分かるもの(出産前に届け出をする場合)
- ※母子健康手帳は、出産後に届け出をするとき、町で出産日などが確認できる場合には不要です。 ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

【産前産後の免除期間中の取扱いについて】

- ・期間分の国民年金保険料をすでに納付されている場合は、保険料が還付されます。
- ・期間中においても付加保険料の申し込みや納付をすることができます。
- ※付加保険料・・・定額の年金保険料に上乗せして納め、将来の受給額を増やす年金制度です。(月額 400 円)

問い合わせ先 役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211 (内線175)

土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170

(自動音声に従って【2】のあとに【2】をダイヤルしてください。)

令和2年4月 (No.673) 令和2年4月 (No.673)